令 和 ４ 年 度

宮 下 自 治 会
宮下消防後援会
宮下自治会団地管理組合法人

定　期　総　会

定期総会資料

令和５年３月２６日（日）

１３時～

こばと児童館

宮下自治会・宮下消防後援会・宮下自治会団管理組合法人 定期総会　式次第・資料目次

式　次　第	資　料　目　次	
◇開会のことば		
◇自治会長あいさつ		
◇議長団選出・書記任命		
― 議題 ―		
◆令和4年度 宮下自治会	◆令和4年度 宮下自治会	
（第 1 号議案） 事業報告	◇令和4年度 宮下自治会 事業報告	P1～2
（第 2 号議案） 会計報告	〃 専門委員会活動報告	P3～4
会計監査報告	◇令和4年度 会計報告	P5
～ 質疑応答 ～	◇令和4年度 会計監査報告	P6
◆令和4年度 宮下消防後援会	◆令和4年度 宮下消防後援会	
（第 3 号議案） 宮下消防団活動報告	◇令和4年度 宮下消防団 活動報告	P7
（第 4 号議案） 決算報告	◇宮下消防後援会 令和4年度 決算報告	P8
会計監査報告	◇令和4年度 会計監査報告	P9
～ 質疑応答 ～		
◆令和5年度 宮下自治会	◆令和5年度 宮下自治会	
（第 5 号議案） 役員名簿（案）	◇令和5年度 宮下自治会 役員名簿（案）	P10
執行部及び区長紹介・承認	◇令和5年度 〃 （区長・班長）名簿	P11
◇新自治会長あいさつ		
（第 6 号議案） 事業計画（案）	◇令和5年度 宮下自治会 事業計画（案）	P12～13
（第 7 号議案） 自治会費の取り扱い（案）	◇令和5年度 自治会費の取り扱い（案）	P14
（第 8 号議案） 予算（案）	◇令和5年度 宮下自治会 予算（案）	P5
～ 質疑応答 ～		
◆令和5年度 宮下消防後援会	◆令和5年度 宮下消防後援会	
（第 9 号議案） 役員名簿（案）	◇令和5年度 宮下消防後援会 役員名簿（案）	P15
役員紹介・承認、団員紹介		
（第 10 号議案） 宮下消防団活動計画（案）	◇令和5年度 宮下消防団 活動計画（案）	P16
（第 11 号議案） 予算（案）	◇宮下消防後援会 令和5年度 予算（案）	P8
～ 質疑応答 ～		
◆宮下自治会団地管理組合法人	◆宮下自治会団地管理組合法人	
（第 12 号議案） 令和4年度 事業報告	◇令和4年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業報告	P17
（第 13 号議案） 令和5年度・6年度 役員名簿（案） 役員紹介・承認	◇令和5年度・6年度 宮下自治会団地管理組合法人 役員名簿（案）	〃
（第 14 号議案） 令和5年度 事業計画（案）	◇令和5年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業計画（案）	〃
～ 質疑応答 ～		
	◆会則等	
◇議長団解任	◇宮下自治会会則	P18～20
◆感謝状贈呈	◇宮下自治会慶弔規定	P21
	◇宮下自治会会館管理運営規定	P22
◇閉会のことば	◇宮下自治会会館管理運営細則	P23～24
	◇宮下消防後援会会則	P25
	◇宮下自治会団地管理組合法人会則	P26～27
	◇宮下自治会 個人情報取扱方針	P28～29

（第１号議案）

令和４年度　宮下自治会　事業報告　1/2

◆・・自治会内　◇・・自治会外

年　月　日	事業内容	専門委員会他
令和４年	◆班長研修（活動内容等説明）　※資料配布による研修	執行部・新区長・新班長
４月	◇小山地区自治会連合会総会　※書面決議　全議案可決	会長・副会長
	◆自治会費集金　上期分（４月～９月）　４・5月分は会費免除	会計
	◆青パト防犯パトロール（日中・夜間）４月～１２月（７０回）	防犯委員会
	◆わんわんパトロール　～通年～　（協力者１０２名）	防犯委員会
	◆道路標識、カーブミラー管理・補修　～通年～　（５件/年）	交通委員会
	◆防犯灯管理・補修　　～通年～	防犯委員会
	◆さりげない見守り（要援護者）活動　～通年～	福祉委員会
５月	◇小山地区各種球技大会出場（５月～１１月）	体育委員会
	◆道路標識、カーブミラー新設等申請受付　（５月～６月実施　１３箇所）	交通委員会
２９日	◆市民清掃の日　（広場等清掃、不法投棄物等一斉撤去活動）	環境委員会
６月 １日	◆「みやしも自治会だより」１号発行	広報委員会
	◆防犯灯新設申請受付　　委員会で独自調査・申請（１２灯）	防犯委員会
5日	◆相模原市風水害対策訓練参加	執行部自主防災隊
5日	◇ゲートボール大会	体育委員会
１１日	◆各種関連団体補助金支給	三役・各種団体
２０日	◆夜間防犯パトロール　（6月20日～24日　5日間）	防犯委員会
２５日	◇小山ふれあい広場清掃	執行部
２６日	◇ビーチボール大会	体育委員会
７月	◆青パト実施者　講習会　中止	防犯委員会
１０日	◇ファミリーバドミントン大会	体育委員会
２３日	◆夏祭り会場準備　　小山ふれあい広場　中止	文化委員会
２５日	◆もみの木広場の清掃・メンテナンス	環境委員会
３０日	◆「夏祭り納涼大会（みやしも夕涼み会）」　中止	文化委員会
８月	◆夜間防犯パトロール　（8月は感染症再拡大に伴い中止）	防犯委員会
９月 １日	◆「みやしも自治会だより」２号発行	広報委員会
２日	◆関東防犯協会連絡協議会　防犯功労団体表彰　受賞	防犯委員会
４日	◇相模原市総合防災訓練　（自主防災隊参加）	防災委員会
１０日	◇小山地区ふるさと祭り　盆踊り大会　中止	文化委員会
１９日	◆敬老行事（記念品配布）　対象６５８名（７５歳以上）	福祉委員会
	◆宮下自治会防災訓練　中止	防災委員会
２５日	◆秋の交通安全運動啓発キャンペーン　（地区内コンビニ等３店舗）	交通委員会
２５日	◇小山地区ふるさと祭り　運動会　中止	体育委員会
１０月	◆自治会費集金　下期分（１０月～３月）	会計
１６日	◇小山地区自治連総合防災訓練　（規模を縮小して実施）	防災委員会
	◆夜間防犯パトロール　（10月24日～28日　5日間）	防犯委員会

令和４年度　宮下自治会　事業報告　　2/2

◆・・自治会内　　◇・・自治会外

１１月	２０日	◆文化祭　オンライン方式に変更して開催（11月20日～1月10日公開）	文化委員会
	２７日	◆クリーンキャンペーン実施（広場等清掃、不法投棄物等一斉撤去活動）	環境委員会
		◆普通救命講習　中止	防災委員会
１２月		◆さりげない見守り活動意見交換会　中止	福祉委員会
		◇小山地区自治連総合年末夜間パトロール　2回実施	防犯委員会
	１９日～２３日	◆歳末特別警戒・青色夜間防犯パトロール実施	防犯委員会
	２６日～３０日	◆歳末特別防災パトロール実施（班別）	防災委員会
令和５年		◇小山地区自治連新春のつどい　中止	三役
１月	８日	◆宮下消防団出初式への出陣式　中止	消防後援会
	９日	◆だんご焼き大会　もみの木広場　　お焚き上げのみ実施	文化委員会
		◆役員研修　中止	執行部・区長・協力員
２月			
３月	５日	◆団地管理組合理事会開催	管理組合理事・三役
		◆令和５年度自治会執行部役員推挙	執行部・新旧区長
		◆新旧区長引継ぎ・令和５年度新区長研修会	執行部・新年度区長
	１１日	◆令和４年度会計監査	三役・監事
	１５日	◆「みやしも自治会だより」３号発行	広報委員会
	２６日	◆令和４年度定期総会	事務局

＊防犯パトロール（青パト含む）：随時実施

＊三役会議、副会長会議、各専門委員会会議　随時開催

＊執行部会議　（９回開催）

＊区長会議　（６回開催）　なお、新型コロナウイルス感染症対策として２部制で開催した。

＊各専門委員会においても、メール等を活用するなど、事業の企画運営にあたって工夫した。

＊自治会館使用状況（１８９コマ・２，９０７人）

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から飲酒を伴う利用を制限した。

＊自治会費の減額

前年度事業の縮小により余った予算分について自治会費の減額（４・５月分）を行った。

令和4年度　宮下自治会　専門委員会活動報告 （1/2）

委員会名	主な活動内容	
文化委員会 委員長　熊谷勉 副委員長　3 名 委員　21 名 協力員　2 名 担当副会長 加治左近	● 文化委員会有志自治会館清掃実施（6月19日） ● 夏祭り開催方法等企画検討 ● 夏祭り納涼大会→みやしも夕涼み会（7月30日） 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ● 小山地区ふるさとまつり盆踊り 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ● 文化際（令和4年11月20日～令和5年1月10日） 自治会ホムページ上にてオンライン開催 ● だんご焼き大会（1月9日） もみの木広場 新型コロナウイルス対応　お焚き上げのみ実施 飲食提供せず	 だんご焼き大会の様子 （令和5年1月9日）
体育委員会 委員長　清水陽子 副委員長　4 名 委員　19 名 協力員　4 名 担当副会長　五十嵐昭浩	● 7月17日(日) 体育委員会・自治会館清掃実施 ● 3月19日(日) 体育委員会・自治会館清掃実施 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらの 各種大会の開催・参加となった。 ● ゲートボール大会（6月5日実施） ● ビーチボール大会（6月26日実施） ● ファミリーバドミントン大会（7月10日実施） ● 小山地区ふるさとまつり運動会（9月25日）中止 ● ソフトボール大会（10月23日）中止 （写真：元年9月29日運動会） 次年度以降に向け、自治会独自イベントの開催等 委員会活動について検討した。	 運動会　入場行進 （令和元年9月29日）
福祉委員会 委員長　大石芳樹 副委員長　2 名 委員　14 名 担当副会長　井手真博	● 敬老行事 長寿記念品の配布 （9月） 対象者　658名 （対前年度比14名増） ● さりげない見守り活動	 見守り活動 パンフレット配布
環境委員会 委員長　高木宏政 副委員長　2 名 委員　13 名 協力員　3 名 担当副会長　山﨑正己	● 広場・公園管理（通年） ● ゴミ集積所の管理　移設等 （通年） ● 市民清掃（5月29日実施） ● 市民清掃→クリーンキャンペーンとして（11月27日実施） ● もみの木広場の清掃・メンテナンス（7月25日実施） ● 不法投棄粗大ゴミへの対応（随時） ● ゴミ集積所用飛散防止ネットの配布	 市民清掃の日 除草ごみ等

令和4年度　宮下自治会　専門委員会活動報告　(2/2)

委員会名	主な活動内容	
交通委員会 委員長　横田泰之 副委員長　2 名 委員　13 名 協力員　2 名 担当副会長 原　常夫	● 道路標識、カーブミラー等新規設置申請 申請箇所取りまとめ・現地確認(5月～6月)(13箇所) 市・警察へ申請(依頼書提出)(7月) ● 既存交通安全施設等補修依頼(通年) 市通報アプリを活用した補修依頼(5件) ● 交通安全啓発活動 地区内交通事故発生状況報告等 秋の交通安全運動啓発キャンペーン(9月25日実施) (地区内　コンビニ2店舗、スーパー1店舗) ● 道路使用許可申請 ※行事が中止となったため警察との事前協議のみ	 交通安全運動啓発キャンペーン 地区内スーパー店頭にて啓発物品を配
防犯委員会 委員長　日高幸之助 副委員長　3 名 委員　14 名 協力員　2 名 担当副会長　原　常夫	● 防犯灯管理 防犯灯新設　12灯設置依頼 ● 防犯パトロール(通年) 日中小学校下校時の青色防犯パトロール 4月、10月～12月実施　70回 夜間防犯パトロール　年4回実施 6/20～6/24　5日間実施 8月は新型コロナウイルス感染症再拡大に伴い中止 10/24～10/28　5日間実施 12/19～12/23　5日間実施 ● 小山地区自治連総合年末夜間パトロール　2回実施 ● わんわんパトロール実施 協力者　102名 ● 関東防犯協会連絡協議会防犯功労団体表彰受賞	 わんわんパトロール
防災委員会 委員長　山崎仁和 副委員長　2 名 委員　13 名 協力員　2 名 担当副会長　佃　文明	● 自主防災隊編成・届出(4月)実施 ● 市風水害対策訓練参加(6月5日実施) ● 宮下自治会防災訓練企画・実施(9月)中止 ● 市総合防災訓練参加(9月4日実施) ● 小山自治連防災訓練参加(10月16日実施) ● 普通救命講習(11月)中止 ● 歳末防災パトロール(12月、各班毎)実施 ● 小山地区連防災啓蒙冊子作成・戸別配布(3月)予定 ● 防災用品の管理・整備(通年)実施 ○ 防災対策手帖、人口呼吸蘇生用マウスピース・ ハザードマップを委員へ配布(6月) ○ 来期は委員へ防災ラジオの貸し出しを計画	
広報委員会 委員長　常盤淳子 副委員長　2 名 委員　11 名 協力員　3 名 担当副会長　鈴木忠勝	● 広報紙「みやしも自治会だより」 発行 年間　3回(6月・9月・3月)　フルカラーにて発行 ● 広報委員会　1回 (メール等を活用し随時企画・編集等の調整を行った) ● 自治会ホームページの管理・運営　(HP推進委員会) 累計約187,500アクセス(3,500増/年) ● 自治会全体の広報機能の支援(行事の広報等) オンライン文化祭ページの制作 ● 自治会活動紹介資料作成、関連諸団体との情報交換 自治会行事等の写真撮影	

（第２号議案及び第８号議案）

令和４年度会計報告及び令和５年度予算（案）

【一般会計の部】

《収入の部》　　（単位:円）

NO.	項　目	令和4年度予算	令和4年度決算	令和5年度予算案	備　考
1	前年度繰越金	3,127,540	3,127,540	3,763,062	
	自治会費（一般）	6,600,000	6,575,100	5,200,000	R.5上 4ケ月分減額
2	（法人）	225,000	227,200	190,000	R.5上 2,300円減額
3	報奨金	846,500	809,527	811,500	
4	補助金	50,000	50,000	50,000	
5	雑収入	958,000	345,842	950,000	R4 夏祭り祝い金等減
収入合計		**11,807,040**	**11,135,209**	**10,964,562**	

《支出の部》

4	文化費	1,525,000	88,538	1,595,000	R.4 夏祭り中止
5	体育費	460,000	18,300	460,000	R.4 地区運動会中止
6	福祉費	781,000	602,838	725,000	
7	環境費	135,000	100,420	135,000	
8	防犯費	198,000	61,158	198,000	R.4 青パト活動自粛
9	交通費	60,000	26,919	40,000	
10	防災費	160,000	154,884	160,000	R.4 防災訓練中止
11	広報活動費	180,000	77,201	210,000	
事業費合計		**3,499,000**	**1,130,258**	**3,523,000**	
13	総会費	10,000	5,484	25,000	
14	研修会費	385,000	3,640	435,000	R.4 中止
15	役員会議費	165,000	8,130	165,000	
会議費合計		**560,000**	**17,254**	**625,000**	
16	消耗備品費	105,000	47,602	210,000	
17	通信印刷費	1,530,000	1,470,497	1,496,000	
18	交際費（慶弔費他）	558,000	463,515	610,400	
事務費合計		**2,193,000**	**1,981,614**	**2,316,400**	
19	自治会館維持費	1,486,400	883,561	1,412,400	
20	子供広場維持費	76,500	76,500	51,500	
維持費合計		**1,562,900**	**960,061**	**1,463,900**	
21	消防後援会費	1,352,960	1,352,960	1,315,020	一般会費の20%
消防後援会費合計		**1,352,960**	**1,352,960**	**1,315,020**	
23	補助金	200,000	200,000	200,000	注①
24	募金	980,000	980,000	980,000	注②
25	予備費	709,180	0	541,242	
26	特別積立金	750,000	750,000	0	本年度は積立せず
補助金・予備費合計		**2,639,180**	**1,930,000**	**1,721,242**	
支出合計		**11,807,040**	**7,372,147**	**10,964,562**	
次年度繰越金		0	3,763,062	0	
支出総合計		**11,807,040**	**11,135,209**	**10,964,562**	

注①　補助金の内訳

高砂会:　50,000円　　ドッジボール　:30,000円

囃子保存会:　70,000円　　宮下太鼓保存会:　50,000円

注②　募金（980,000円）の内訳（ 令和4年度実績 → 令和5年度予算案）

日本赤十字社費;（300,000円）　　赤い羽根募金;　（250,000円）

年末助合い募金;（130,000円）　　社会福祉協議会賛助会費;（ 300,000円）

【特別会計の部（自治会館補修等）】

前年度繰越金	利　息	特別積立金		次年度繰越金
5,269,016	46	750,000		6,019,062

会計監査報告

1. 監査期日　　令和5年 3月11日

2. 監査対象　　令和4年度宮下自治会の予算執行及び現金出納状況

3. 監査結果

（1）予算執行状況

適切に執行されていることを認めます。

（2）現金出納状況

令和4年度の現金出納簿、預金通帳、現金に異常のないことを確認しました。

宮下自治会

会計監査　石井今朝太

会計監査　赤松徹

（第３号議案）

令和 4 年度 宮下消防団 活動報告

１．消防団とは

消防団は地域の有志の人々によって組織されており、ボランティア的な性格が強い組織ですが、市町村の公的な消防機関であり、特別職の地方公務員です。普段は自分の職業に就きながら、有事の際は消防職員と協力して火災の鎮圧及び災害救助に対応します。また、火災予防の普及広報活動、大規模災害発生時の対応、台風等の接近時は警戒活動も行います。活動の指示は基本的に相模原市消防本部より発令されます。

2. 活動内容

(1)火災の鎮圧、風水害に対する警戒、災害発生時の対応
(2)火災予防の普及、広報
(3)機材、設備の点検
(4)各種訓練、講習等

3. 令和 4 年度活動報告

(1)令和 4 年 4/1～令和 5 年 3/5 までの出動概要

活動内容	出動件数	延べ人数
災害出動	0	0
講習、警戒	15	44
訓練	5	15
点検整備	23	84
合計	43	143

(2)講習、警戒、訓練の内容

講習会等	件数	警戒等	件数	訓練等	件数
普通救命講習	0	市民さくら祭りパレード	0	相模原市総合防災訓練	1
防災指導員講習	0	宮下夏祭り警戒	0	小山地区総合防災訓練	1
中級幹部研修	0	すすきの夏祭り警戒	0	宮下自治会防災訓練	0
機関員講習	1	天縛皇神社祭礼警戒	0	中央方面隊操法大会	1
消防ポンプ性能検査	1	火災予防運動(春・秋)	2	災害対応訓練	1
部長会議	4	歳末火災特別警戒	6	消防出初式	1
		宮下だんご焼き警戒	1		
合計	6		9		5

4. 市内の火災発生状況(過去 3 年間)

項目	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年
火災発生件数(合計)	166	131	152
建物火災	93	71	88
林野火災	4	0	5
車両火災	20	13	13
その他火災	49	47	47

（第４号議案及び第１１号議案）

宮下消防後援会　令和4年度決算報告 及び 令和5年度予算（案）

《収入の部》　（単位　円）

項　　目	令和4年度予算案	令和4年度決算	令和5年度予算案	備　　考
前年度繰越金	1,622,267	1,622,267	1,730,740	
宮下消防後援会費	1,352,960	1,352,960	1,315,020	
小山地区工場協議会	30,000	30,000	30,000	
すすきの自治会	50,000	50,000	50,000	
向陽町自治会	20,000	20,000	20,000	
すすきの向陽自治会	20,000	20,000	20,000	
丸山自治会	20,000	20,000	20,000	
雑収入	9	12	12	
合計	3,115,236	3,115,239	3,185,772	

《支出の部》　（単位　円）

項　　目	令和4年度予算案	令和4年度決算	令和5年度予算案	備　　考
環境備品費	200,000	193,387	200,000	
事務通信費	68,000	68,000	68,000	
分団運営費	72,000	72,000	72,000	
渉外費	230,000	105,498	230,000	
訓練講習費	220,000	68,265	220,000	
警戒費	200,000	172,355	200,000	
会議費	80,000	75,168	80,000	
団員手当て	600,000	600,000	600,000	
整備修繕費	30,000	16,350	30,000	
予備費	1,285,236	0	1,355,772	
後援会運営費	130,000	13,476	130,000	
次年度繰越金		1,730,740		
合計	3,115,236	3,115,239	3,185,772	

会計監査報告

1. 監査期日　　令和5年 3月11日

2. 監査対象　　令和4年度宮下消防後援会・消防団の
予算執行及び現金出納状況

3. 監査結果

（1）予算執行状況

適切に執行されていることを認めます。

（2）現金出納状況

令和4年度の現金出納簿、預金通帳、現金に異常
のないことを確認しました。

宮下消防後援会

会計監査　赤松 徹

会計監査　石井今朝太

（第５号議案）

令和5年度 宮下自治会 役員名簿(案)

2023/3/26

20区 120班

（会則第5条関係）

自治会名	宮　下　自　治　会	会長名	セキグチ　クニオ 関口　邦夫

令和5年2月28日現在　　加入世帯数 ： 1,921世帯　回覧部数 229部　掲示板 14

配布物送付先					世 330	回 30	掲 2
	副会長(1丁目担当)	山崎正己					
		加治左近			220	26	1
	副会長(2丁目担当)	原　常夫			350	40	1
		鈴木忠勝			360	34	2
	副会長(3丁目担当)	井手真博			330	38	3
		佃　文明			310	34	2
		五十嵐昭浩			330	27	3
					2,230	229	14

役職		氏名			所属区・班
会長		関口邦夫			3A－2
副会長（環境）		山崎正己			1A－4
副会長（文化）		加治左近			1C－2
副会長（交通・防犯）		原　常夫			2C－3
副会長（広報・事務局）		鈴木忠勝			3B－3
副会長（福祉）		井手真博			3A－5
副会長（防災）		佃　文明			6E－5
副会長（体育）		五十嵐昭浩			3B－1
会計		有坂洋一			1C－3
〃		鈴木福一			1B－8
事務局		篠川真也			1A－8
〃		鈴木加代子			2A－7
文化委員長		熊谷　勉			1D－7
体育委員長		清水陽子			4B－2
福祉委員長		大石芳樹			2B－1
環境委員長		高木宏政			1B－8
交通委員長		横田泰之			2C－6
防犯委員長		日高幸之助			5B－4
防災委員長		前川祐治			1A－8
広報委員長		常盤淳子			4A－2
*会計監査		石井今朝太			6D－5
〃		赤松　徹			1B－8
*顧問		贄田栄一			1C－5
〃		石井今朝太			6D－5
〃		入谷利郎			1D－7
山崎副会長	1A区長(文化)	成田　明			1A－4
	1B区長(防犯)	原　明彦			1B－5
加治副会長	1C区長(体育)	川村ひろみ			1C－6
	1D区長(広報)	入谷利郎			1D－7
原　副会長	2A区長(交通)	佐藤順一			2A－3
	2B区長(環境)	郡　秀一			2B－3
	2C区長(防災)	池上　稔			2C－3
鈴木副会長	3A区長(文化)	土屋雅義			3A－5
	3B区長(福祉)	多田紀行			3B－3
	4A区長(体育)	黒川修司			4A－1
井手副会長	5A区長(体育)	飯塚茂明			5A－3
	5B区長(防災)	田中和彦			5B－5
	6A区長(福祉)	丸山健治			6A－2
佃　副会長	6B区長(広報)	根本敏子			6B－5
	6C区長(体育)	有馬伊津子			6C－1
	6D区長(交通)	半田高子			6D－3
五十嵐副会長	4B区長(防犯)	寺内宏次			4B－1
	6E区長(防犯)	矢野　亨			6E－4
	6F区長(文化)	渡邉和樹			6F－2
	7　区長(環境)	藤田　薫			7－4

＊　会計監査及び顧問は、宮下自治会会則第5条 5)に基づく会長委嘱である。

令和５年度　宮下自治会役員（区長・班長）名簿

（2023/03/26 定期総会資料）

区	役　職	氏　　名	備　考
１Ａ	区　長	成田　　明	④
	１班長	澤井　信幸	
	２班長	空　き	
	３班長	葛西　久美子	
	４班長	鹿俣　　圭	
	５班長	中里　祥三	
	６班長	菅家　美保	
	７班長	永山　聖子	
	８班長	石田　しのぶ	
１Ｂ	区　長	原　　明彦	⑤
	１班長	大谷　英正	
	２班長	原　加世子	
	３班長	小林　雅幸	
	４班長	中村　裕司	
	５班長	増田　美津子	
	６班長	掘　　朋子	
	７班長	空　き	
	８班長	坂本　弘人	
	９班長	八木　謙一	
	10班長	佐藤　裕一	
	11班長	内迫　和佳子	
１Ｃ	区　長	川村　ひろみ	⑥
	１班長	森元　正雄	
	２班長	古山　　繁	
	３班長	冨井　宏至	
	４班長	空　き	
	５班長	柘植野　勝利	
	６班長	那須　英治	
	７班長	石井　　昭	
	８班長	宮原　博文	
１Ｄ	区　長	入谷　利郎	⑦
	１班長	大宮　正登	
	２班長	中島　　優	
	３班長	谷山　博信	
	４班長	空　き	
	５班長	伊海　知克	
	６班長	嶌田　正一	
	７班長	市瀬　三郎	
	８班長	白壁　勝麿	
２Ａ	区　長	佐藤　順一	③
	１班長	空　き	
	２班長	安達　真理	
	３班長	鯨岡　　誠	
	４班長	原　　清彦	
	５班長	徳山　穂積	
	６班長	空　き	
	７班長	江川　文二	
	８班長	神坂　義幸	
	９班長	角　　克晶	
２Ｂ	区　長	郡　　秀一	③
	１班長	関口　恵彦	
	２班長	空　き	
	３班長	杉山　忠義	
	４班長	田村　俊明	
	５班長	川上　良哉	

区	役　職	氏　　名	備　考
２Ｃ	区　長	池上　　稔	③
	１班長	原　芳彦	
	２班長	原　雅美	
	３班長	小山　正志	
	４班長	早川　芳孝	
	５班長	佐藤　高広	
	６班長	保延　　務	
	７班長	沼田　泰輔	
３Ａ	区　長	土屋　雅義	⑤
	１班長	関口　敬子	
	２班長	関口　孔紀	
	３班長	登阪　敬司	
	４班長	山﨑　豊明	
	５班長	大西　晴男	
３Ｂ	区　長	多田　紀行	③
	１班長	内田　一裕	
	２班長	空　き	
	３班長	赤石　茂雄	
	４班長	飯田　慎二	
	５班長	成尾　洋之	
	６班長	大木　亜紀	
	７班長	平　　哲也	
４Ａ	区　長	黒川　修司	①
	１班長	荻原　孝司	
	２班長	小林　正志	
	３班長	空　き	
	４班長	外山　洋光	
	５班長	久保田　圭子	
	６班長	出口　恵子	
	７班長	福山　　誠	
	８班長	石田　直規	
	９班長	久保田　昇	
４Ｂ	区　長	寺内　宏次	①
	１班長	宮崎　　是	
	２班長	皆川　トミ子	
	３班長	佐藤　美恵子	
５Ａ	区　長	飯塚　茂明	③
	１班長	金井　　豊	
	２班長	空　き	
	３班長	村上　育範	
	４班長	下島　悠生	
	５班長	飯高　友理	
	６班長	森谷　淳史	
	７班長	戸川　健司	
５Ｂ	区　長	田中　和彦	⑤
	１班長	成田　奈菜	
	２班長	空　き	
	３班長	赤嶺　　昇	
	４班長	小泉　　敬	
	５班長	三光楼　哲男	
	６班長	安積　友成	
	７班長	宮崎　真澄	
	８班長	松尾　悟史	

区	役　職	氏　　名	備　考
６Ａ	区　長	丸山　健治	②
	１班長	守屋　隆司	
	２班長	保田　栄二	
	３班長	鈴木　悠基	
	４班長	刀　　通子	
	５班長	川端　和夫	
	６班長	藤本　祐治	
６Ｂ	区　長	根本　敏子	⑤
	１班長	上田　　学	
	２班長	空　き	
	３班長	笛田　昭男	
	４班長	玉川　　哲	
	５班長	浦部　絢子	
６Ｃ	区　長	有馬　伊津子	①
	１班長	鈴木　公子	
	２班長	石丸　正之	
	３班長	空　き	
	４班長	山崎　静江	
	５班長	空　き	
	６班長	小西　和広	
	７班長	斉藤　光雄	
	８班長	空　き	
６Ｄ	区　長	半田　高子	③
	１班長	矢沢　貴彦	
	２班長	平出　亜希子	
	３班長	福田　ひな子	
	４班長	鈴木　洋美	
	５班長	井上　　昇	
	６班長	山口　　隆	
６Ｅ	区　長	矢野　　亨	④
	１班長	中山　和洋	
	２班長	増田　陽子	
	３班長	斉藤　祐輔	
	４班長	嶺岸　伸哉	
	５班長	岡本　京子	
	６班長	三村　由実子	
６Ｆ	区　長	渡邉　和樹	②
	１班長	片山　雅人	
	２班長	栗本　昌幸	
	３班長	高橋　勝雄	
	４班長	保坂　　航	
	５班長	空　き	
７	区　長	藤田　　薫	④
	１班長	柳田　一志	
	２班長	山隈　則行	
	３班長	野口　起與志	
	４班長	野田　啓介	
	５班長	菅原　美和	

※区長備考欄〇数字は所属班です。

（令和５年度当初 ： ２０区１２０班）

（第６号議案）

令和５年度　宮下自治会　事業計画（案）　1/2

◆・・自治会内　　◇・・自治会外

年　月　日	事業内容	専門委員会他
令和５年　2日	◆班長研修（活動内容等説明）	執行部・新区長・新班長
４月	◇小山地区自治会連合会総会	会長・副会長
	◆自治会費集金　上期分	会計
	◆自主防災隊編成届出	防災委員会
	◆青パト防犯パトロール（日中・夜間）　～通年～	防犯委員会
	◆わんわんパトロール　～通年～	防犯委員会
	◆道路標識、カーブミラー管理・補修　～通年～	交通委員会
	◆防犯灯管理・補修　　～通年～	防犯委員会
	◆さりげない見守り（要援護者）活動　～通年～	福祉委員会
５月	◇小山地区各種球技大会出場（５月～１１月）	体育委員会
	◆道路標識、カーブミラー新設申請受付　５～６月（７月提出）	交通委員会
	◆防災用品棚卸	防災委員会
	◇小山公民館　市民健康まつり	体育委員会
２８日	◆市民清掃の日	環境委員会
６月　1日	◆「みやしも自治会だより」１号発行	広報委員会
	◆敬老記念品配布対象者の把握（調査）	福祉委員会
	◆防犯灯新設申請受付　　６月　（７月申請）	防犯委員会
１０日	◆各種団体補助金支給	三役・各種団体
	◆普通救命講習	防災委員会
１９日～２３日	◆夜間防犯パトロール	防犯委員会
	◇小山ふれあい広場清掃	執行部
７月	◆青パト実施者　講習会	防犯委員会
	◆自主防災隊訓練	防災委員会
２２日	◆夏祭り会場準備　　小山ふれあい広場	文化委員会
２９日	◆夏祭り	文化委員会
８月　２１日～２５日	◆夜間防犯パトロール	防犯委員会
９月　1日	◆「みやしも自治会だより」２号発行	広報委員会
1日	◇相模原市総合防災訓練（九都県市合同）	防災委員会
9日	◇小山地区ふるさと祭り　盆踊り大会	文化委員会
１８日	◆敬老行事（記念品配布）	福祉委員会
	◆宮下自治会防災訓練	防災委員会
２４日	◇小山地区ふるさと祭り　運動会	体育委員会
１０月	◆自治会費集金　下期分	会計
１５日	◇小山地区自治連総合防災訓練	防災委員会
２３日～２７日	◆夜間防犯パトロール	防犯委員会
１１月	◆普通救命講習	防災委員会
２６日	◆市民清掃の日	環境委員会

令和５年度　宮下自治会　事業計画（案）　2/2

◆・・自治会内　　◇・・自治会外

１２月	1日	◆「みやしも自治会だより」３号発行	広報委員会
		◆さりげない見守り活動 見守り協力者との意見交換会	福祉委員会
	１８日～２２日	◆歳末特別警戒・夜間防犯パトロール実施	防犯委員会
	２５日～２９日	◆歳末防災パトロール実施（班別）	防災委員会
令和６年		◇小山地区自治連新春のつどい	会長・副会長
１月		◆だんご焼き大会　もみの木広場	文化委員会
	１４日	◆宮下消防団出初式への出陣式	消防後援会
	２７日	◆役員研修	執行部・区長・協力員
２月			
３月	1日	◆「みやしも自治会だより」４号発行	広報委員会
	3日	◆宮下自治会団地管理組合法人理事会	理事・監事・三役
	3日	◆令和６年度自治会執行部役員推挙	執行部・新旧区長
	3日	◆新旧区長引継ぎ・令和６年度区長研修会	執行部・新区長
	１６日	◆令和５年度会計監査	三役・会計
	３１日	◆令和５年度宮下自治会定期総会	事務局

＊防犯パトロール（青パト含む）：随時実施

※児童下校パトロール（ボランティア）：随時実施

※定例会議　:区長会議･執行部会議 :1回／月

※三役会議　:適時開催

※専門委員会 :随時開催

（第７号議案）

令和５年度自治会費の取り扱い（案）

１　令和５年度上期自治会費について、４か月分相当は徴収しない。

（１）　一般会員の会費は、４月分から７月分までの１，４００円を減額する。

（２）　法人会員の会費は、一律２，３００円を減額する。

２　提案の理由

令和４年度の自治会事業についても、令和３年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、計画していた多くの事業が中止を余儀なくされ剰余金が生じたこと、また、昨今の物価高騰に伴う会員の日常生活への影響に鑑み、令和５年度の上期に限り、令和４年度の２か月分相当の会費減額幅をさらに２か月分拡大することとするもの。

（第９号議案）

令和5年度　宮下消防後援会 役員名簿（案）

役　職	氏　　名		
会　　長	関 口　邦 夫		
副　会　長	田 野 倉　良 明		
〃	鈴 木　福 一		
会 計 監 査	石 井　今朝太		
〃	赤 松　　徹		
会　　計	嶺 岸　洋 幸		
〃	山 﨑　正 己		

宮下消防団　部長・副部長

役　職	氏　　名		
部　　長	久保田　和 夫		
副　部　長	木 村　幸 弥		

（第１０号議案）

令 和 5 年 度　宮下消防団 活動計画（案）

年間を通じ月 2 回の定例会合及び消防機材の点検整備を行い、災害発生時は消防本部からの指令により活動を行います。訓練、講習、警戒等の主な活動計画は次の通りです。

月	活　動　内　容
4	・定例点検(2 回)
5	・定例点検(2 回) ・相模原市民若葉まつり
6	・定例点検(2 回) ・新入団員研修・普通救命講習 ・機関員講習・防災指導員講習 ・中級幹部研修
7	・定例点検(2 回) ・消防ポンプ性能検査 ・宮下夏祭り納涼大会警戒(昼～夜)
8	・定例点検(2 回) ・すすきの夏祭り警戒 ・天縛皇神社祭礼警戒
9	・定例点検(2 回) ・九都県市総合防災訓練 ・宮下自治会防災訓練
10	・定例点検(2 回) ・相模原市消防操法大会 ・小山地区総合防災訓練
11	・定例点検(2 回) ・秋季火災予防運動(広報、消火栓点検) ・災害対応訓練
12	・定例点検(2 回) ・歳末火災特別警戒(２６日～３１日)
1	・定例点検(2 回) ・消防出初式 ・宮下だんご焼警戒
2	・定例点検(2 回)
3	・定例点検(2 回) ・春季火災予防運動(広報、消火栓点検) ・宮下自治会定期総会

（第１２号議案）

令和４年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業報告

不動産登記および不動産管理に関する事業報告はありません。

（第１３号議案）

令和５年度・６年度　宮下自治会団地管理組合法人 役員名簿（案）

宮下自治会団地管理組合法人会則第5条関係

役　職	氏　　名		
代表理事	関口　邦夫		
理　　事	贄田　栄一		
〃	井上　　清		
〃	石井今朝太		
〃	村瀬　守男		
〃	原　　和教		
〃	井上　喜正		
監　　事	水落　眞平		
〃	入谷　利郎		

（第１４号議案）

令和５年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業計画（案）

不動産登記および不動産管理に関する事業計画はありません。

宮 下 自 治 会 会 則

第１章　総　　則

第１条（名称及び事務所）

本会は、宮下自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

第２条（目　　的）

本会は、会員相互の親睦、地区住民の福利厚生、社会的文化的啓蒙、それに関係する法人諸団体との交誼をはかり、自治運営に寄与するとともに、宮下地区の発展と繁栄を期することをもって目的とする。

第３条（構成と組織）

本会は、宮下地区に居住する世帯主又はこれに準ずる者をもって会員として構成し、宮下地区を20区に区分して組織する。

第４条（事　　業）

本会は、第２条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

1) 地区内の防犯、防災、交通、環境等に関すること。
2) 地区内共同の福祉、文化、体育、広報等に関すること。
3) 宮下消防後援会の支援に関すること。
4) こばと児童館の支援に関すること。
5) 自治会館の維持運営に関すること。
6) 宮下自治会団地管理組合法人に関する諸事。
7) 会員等に対する、慶弔金に関すること。
8) 天災その他、不慮の災害等による弔慰金及び見舞金に関すること。
9) 公共の募金、交誼金に関すること。
10) 公的機関から斡旋された、物品の購入申込みに関すること。
11) 宮下地区においての公共的な事業、新設、増設、改修等については、執行部会において協議し、関係機関に上申する。
12) その他、目的達成のため必要と認めたこと。

第２章　機　　関

第５条（役　　員）

本会に次の役員を置く。

顧問若干名、会長１名、副会長若干名、会計２名、会計監査２名、事務局若干名、専門委員長若干名、区長若干名、班長若干名

1) 区長の選出は、各区において１名とする。
2) 班長の選出は、各班において１名とする。
3) 会長・副会長・会計・事務局・専門委員長〔以後「執行部」という〕は、旧執行部及び新旧区長にて推挙する。

但し、複数の候補者が出た場合は、選挙により得票数の多い方から被推挙者を決定する。

4)会長・副会長・会計・事務局・専門委員長は、選出された区において、区長・班長を補佐する。

5)会計監査及び顧問は、執行部会の承認を経て会長が委嘱する。

6)役員の任期は１年とする。但し再任を妨げない。

7)欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8)役員人事は、総会の承認を経るものとする

第６条（役員の任務）

1)会長は、本会を代表し会務を総括する。

2)副会長は、会長を補佐し会長に事あるときは、その職務を代行する。

3)会計は、会計事務を担当する。

4)事務局は、一般事務を担当する。

5)専門委員長は、各専門委員会を総括する。

6)会計監査は、会計を監査する。

7)委員長及び区長は、本会の運営を企画し会務の審議に参与し、各委員会を担当して事業の執行に協力する。

8)班長は、区長を補佐し、区長に事ある時は、その職務を代行する。

第７条（各 委 員 会）

本会は、第４条の事業を行うために、次の専門委員会を置き、各事業を分掌する。

1) 専門委員会に委員長、副委員長、委員を置く。

2) 委員長、副委員長、委員は、それぞれ執行部員、区長、班長が兼務する。

体育委員会、　文化委員会、　福祉委員会、　環境委員会
交通委員会、　防犯委員会、　防災委員会、　広報委員会

なお、各専門委員会に必要に応じ協力員を置くことができる。

第３章　会　　議

第８条（会　　議）

本会の会議は、総会及び役員会とする。

1)総会は、毎年１回定期総会を開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催する。

2)総会の議長は、総会にて選出する。

3)総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長裁決とする。

4)役員会には、三役会、執行部会、区長会があり、必要に応じて会長が召集する。

(ｲ)三役会は会長、副会長、会計で構成する。

(ﾛ)執行部会は、会長、副会長、会計、事務局、専門委員長で構成する。

(ﾊ)区長会は、会長、副会長、会計、事務局、専門委員長、区長で構成する。

第４章　資金・会計・予算

第９条（運営資金）

本会は、第２条の目的に従って事業を運営する。その資金は次の通りとする。

1)会費は、一般会員と法人会員の会費からなる。

①一般会員の会費

(ｲ)会員１世帯当たり月額で、自治会費３５０円とする。

なお、６ヶ月分(２，１００円)を一括徴収とする。
(消防後援会費は一般会員前年実績額の２０％とする)

(ﾛ)途中入会世帯については、一定期間中(６ヶ月)の残月分を徴収する。
(ﾊ)徴収方法は、上期分(4 月～9 月)を４月末日までに、下期分(10 月～翌 3 月)を 10 月末日までに徴収することとする。

②法人会員の会費

自治会活動にご賛同の法人よりの会費で、原則として６ヶ月当たり３，５００円以上とする。

2)寄付金、補助金、助成金、その他雑収入等。

第 10 条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
但し、決算のため、出納は３月１０日に締め切るものとする。

第 11 条（決算報告）

第 10 条に定める会計は、定期総会で決算報告をしなければならない。

第 12 条（予　　算）

本会の予算は、三役会で立案し、執行部会で審議の後、定期総会の承認を経て、新役員に引き継ぐものとする。

第５章　そ　の　他

第 13 条（会則の改正）

本会の会則は、総会において出席者の過半数の同意を得て、改正することができる。

第 14 条（会費の改正）

本会の自治会費及び消防後援会費は、必要に応じて改正される場合もある。
なお、この場合は総会の議決を経なければならない。

第 15 条（細　則）

本会の会則施行につき必要な細則は、執行部会の議決を経て会長が別にこれを定める。

第 16 条

会員等の死亡等に対しては、別紙「慶弔規定」による。

第６章　付　　則

1. この会則は、昭和 61 年４月１日より施行する。
1. この会則は、平成元年４月１日より施行する。
1. この会則は、平成４年４月１日より施行する。
1. この会則は、平成 11 年４月１日より施行する。
1. この会則は、平成 13 年４月１日より施行する。
1. この会則は、平成 14 年４月１日より施行する。
1. この会則は、平成 18 年４月１日より施行する。
1. この会則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
1. この会則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
1. この会則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

宮下自治会 慶弔規定

宮下自治会会員の慶事、弔事並びに病気災害見舞等に関して、下記の通り規定し実施する。

第１条（弔慰金(香典)）

1.自治会員または、その同居家族が死亡した場合は、自治会名で香典5,000円を支給する。

2.班長以上の現職役員が死亡した場合は、自治会名で香典10,000円のほか花環１基または、生花１篭を支給する。なお、自治会長経験者に対しても同様とする。

3.自治会長経験者に対しては、上記のほかに会長名で香典10,000円を支給する。

第２条（見舞金(病気、火災等の災害)）

1.現職役員が病気で２週間以上入院した場合は、見舞金を支給する。

執行部役員：10,000円　　区長及び班長：5,000円

2.１項に対しての支給は１回限りとする。

3.上記項目以外の見舞金等については執行部会にて協議する。

第３条（表彰制度(感謝状と記念品贈呈)）

1.区長以上の役員を連続して３か年以上務めた者には、感謝状と記念品を贈呈し表彰する。

記念品の金額は、勤続１年につき2,500円とする。

2.１項のほかに自治会執行部会議にて表彰に値すると認められた場合は、感謝状に記念品を添えて表彰することができる。

第４条（付　則）

1.この規定は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

1.この規定は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

1.この規定は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

1.この規定は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

宮下自治会館管理運営規定

宮下自治会館運営委員会

第１条　この規定は、宮下自治会及び宮下自治会団地管理組合法人(以下「自治会」という)が管理する会館の使用並びに管理運営について必要な事項を定める。

第２条　会館の名称は、宮下自治会館(以下「自治会館」という)と称する。

第３条　自治会館は、自治会の集会及び研修、会員相互の親睦を図るため使用するものとする。

第４条　自治会館の管理運営費は、運営費及び寄付金等を以て充当する。

第５条　自治会館の円滑な管理運営を図るため、運営委員を選出し運営委員会を組織するものとする。

第６条　運営委員及び運営委員会は、別に細則で定める。

第７条　自治会館を使用するときは、運営委員会(館長)に申込み、使用許可を受けるものとする。

１）前項の許可をする場合、管理上必要なときは条件を付けることがある。

２）次の各項に該当する場合は、許可をしないことがある。

(1)建物、付属設備及び備品等を破損、または破損する恐れがあると認められるとき。

(2)管理運営上支障があると認められるとき。

第８条　自治会館を使用するものは、建物、付属設備及び備品等を損傷または破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第９条　自治会館は、原則として営利を目的として使用することは出来ない。

第 10 条　この規定に定めるもののほかに、運営管理に必要な事項は、細則において定めるものとする。

第 11 条　この規定及び細則の変更は、運営委員会で定める。

第 12 条（付　則）

1. この規定は、平成２年５月１日から施行する。

1. この規定は、平成 14 年４月１日から施行する。

宮下自治会館管理運営細則

宮下自治会館運営委員会

第１条　（運営委員会）

運営委員会は、宮下自治会の執行部役員をもって構成する。

第２条　（役　員）

運営委員会に次の役員を置く。

１）館長１名、副館長若干名、会計２名

２）館長は、自治会長が、その任にあたる。

３）副館長は、自治会副会長が、その任にあたる。

４）会計は、自治会会計が、その任にあたる。

５）役員の任期は、１年とする。但し、再任は妨げない。

第３条　（会　議）

館長は、運営委員会を開催し、この会議の議長となる。

議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数の時は、議長が決定することとする。

第４条　（使用条件、使用申請等）

１）自治会館を、宮下自治会館管理運営規定第３条以外に､使用することが出来る。

２）自治会関連の各種団体・サークル・クラブ等で使用することを原則とする。

３）使用するサークル、クラブ等においては、自治会会員が７割以上とする。

４）使用希望者は、原則として使用の１週間前までに「自治会館使用申請書」に使用料を添えて自治会役員に申し込む。
「自治会館使用申請書」（別紙-１）は、自治会館に置く。

５）自治会館の予約状況は自治会ホームページで公開する。

６）自治会館の使用申込みは、使用月の３ヶ月前の１日から執行部役員が受付ける。電話での申請も可とするが、電話での申請後１週間以内に「自治会館使用申請書」に使用料を添えて正式な申込を行う。

７）複数回使用する場合は、期間申請を受付ける。但し、申請期間は６ヶ月以内とし、継続する場合は、改めて申込みを行う。

８）使用申請が重複し団体間で調整がつかない場合は抽選とする。抽選は使用月の２ヶ月前の１日に行う。

９）予約は、自治会の重要な会議・行事のために運営委員会の判断により変更または取り消しを求めることがある。

第５条　（使用料）

自治会館の使用については、自治会役員の会議・行事等で使用する以外は全て有料とする。

ただし、自治会長が認めた場合には、この限りではない。

１）自治会館の各階（１階･２階）ごとに ･･･････ １回につき５００円

２）使用時間帯（午前・午後・夜）ごとに…… １回につき５００円
原則として　午前　　９：００　～１２：００
午後　１３：００　～１７：００
夜　　１８：００　～２２：００
２つ又は３つの時間帯をまたぐ場合は、各々１回として使用料を納入する。
３）冠婚葬祭で使用の場合（２日以内）…… １回につき１０,０００円
４）「自治会館使用申請書」を提出時に、使用料を納入する。
５）納入した使用料は、原則として返金しないものとする。

第６条　（使用上の注意）

１） 自治会館の鍵は、運営委員より使用当日に借用することを原則とする。
自治会館の鍵を複製して使用した場合には、以後の使用を許可しない。
２） 駐車場がないため、車での来館はご遠慮ください。
３） 節電、節水に努めること。
４） 近隣に迷惑をかけないように注意すること。
５） 使用した備品は所定の場所に返納すること。
６） 使用後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。
７） 電気､エアコン、換気扇の消し忘れに注意し、施錠の確認をすること。
８） 会館使用記録簿に記入すること。
９） 建物、附属設備及び備品等を損傷又は破損した場合は､速やかに運営委員に申し出ること。
内容によっては、損害賠償をしていただくことがあります。
10） 会館の内外を問わず、事故についての一切の責任は負いません。
但し、設備の管理不備による事故の場合は、「自治会保険」適用となる場合があります。運営委員に確認してください。

第７条　（付　則）

１.この細則は、平成２年５月１日から施行する。
１.この細則は、平成１４年４月１日から施行する。
１.この細則は、平成２９年３月２６日から施行する。

宮 下 消 防 後 援 会 会則

宮下消防後援会

第１条（名称及び事務所）

本会は、宮下消防後援会(以下「後援会」いう)と称する。

事務所を相模原市宮下本町２丁目２２２０番地　宮下自治会館内に置く。

第２条（構成員）

後援会の構成員は、宮下自治会員をもって構成する。

第３条（目　的）

後援会は、会員の消防団活動に対する賛同と支援を得るとともに、会員相互の防火、防災に対しての意識の向上を図り、宮下地区の被災を防ぐことを目的とする。

第４条（後援会費）

前条の目的を遂行するために後援会費として自治会より申し受ける。

1)後援会費は、自治会一般会員前年実績額の２０％とする。

第５条（役　員）

後援会に、次の役員を置く。

会長：１名、副会長：若干名、会計監査：２名、会計：２名とする。

なお、役員は総会の承認を経るものとする。

第６条（役員の任期）

1)役員の任期は、１年とする。ただし再任を妨げない。

2)欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第７条（役員の職務）

1)会長は、後援会を代表し会務を総括する。

2)副会長は、会長を補佐し会長にことあるときは、その職務を代行する。

3)会計監査は、会計を監査する。

4)会計は、会計事務を担当する。

第８条（会　議）

後援会の会議は、総会および役員会とする。

1)総会は、毎年１回定期総会を開催する。定期総会は宮下自治会の定期総会に併設して同時に開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2)総会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長裁決とする。

3)総会の主な業務は、会則の改廃に関すること。予算ならびに決算を承認すること。

4)その他、必要と認めた事項を決定すること。

5)役員会は、必要に応じて会長が召集する。なお、緊急時には役員が臨時に召集することもできる。

第９条（会計年度および予算）

後援会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

会計担当は、定期総会で決算報告をしなければならない。

後援会の予算は、定期総会に上程し、総会の承認を経るものとする。

第 10 条（付　則）

１．この会則は、平成１３年４月１日に制定し、同日より施行する。

１．この会則は、平成１８年４月１日より施行する。

宮下自治会団地管理組合法人　会則

宮下自治会館運営委員会

第１条（名称及び事務所）

本法人は、宮下自治会団地管理組合法人（以下「法人」という）と称する。

事務所を相模原市宮下本町２丁目２２２０番地　宮下自治会館に置く。

第２条（構成員）

本法人の構成員は、宮下自治会会員とする。

第３条（日　的）

本法人は、宮下自治会が所有または所有しようとする不動産に関する登記簿等の諸手続き及び当該不動産の財産管理を行うことを目的とする。

第４条（事業活動）

本法人は、宮下自治会の指導、監督の基に事業活動を行うものとし、おおむね次の事業を行うものとする。

⑴　宮下自治会のためにする不動産の所有及び所有のための諸手続きに関すること。

⑵　前項のほか、宮下自治会から依頼された財産の管理に関すること。

第５条（役　員）

本法人に、次の役員を置く。

⑴ 代表理事　1名

⑵ 理　　事　6名

⑶ 監　　事　2名

前項の役員は、宮下自治会員の推薦または互選により、総会において選出し、総会の承認を経るものとする。

第６条（役員の職務）

⑴ 代表理事は、本法人を代表し、自治会からの依頼に基づき不動産に関する諸手続きを行うとともに、関係書類、印鑑等を管理保管する。

⑵ 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあるときは、その職務を代理する。

⑶ 監事は、本法人の事務処理及び会計を監査する。

第７条（役員の任期）

⑴ 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

⑵ 欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第８条（会　議）

⑴ 本法人の会議は、総会及び理事会とする。

⑵ 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長が決することとする。

第９条（総会の構成と権限）

総会は、宮下自治会会員をもって構成し、次の権限をもつ。

⑴ 会則を設け、または改廃すること。

⑵ 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を承認すること。

⑶ その他代表理事が必要と認めた事項を決定すること。

第10条（理事会の構成と権限）

理事会は、理事をもって構成し、次の権限をもつ。

⑴ 総会で決定された事項を処理すること。

⑵ 理事会に委任された事項を処理すること。

⑶ 本法人の運営に必要な事項を企画立案及び実施すること。

第11条（総会の招集等）

⑴ 総会は、代表理事が必要と認めたとき、または、自治会会員の５分の１以上の請求があったときに代表理事が招集する。

⑵ 総会の議長は、総会にて選出する。

第12条（理事会の招集等）

理事会は、必要に応じて代表理事が招集し、代表理事が議長となる。

第13条

この会則に規定のない事項は、すべて建物の区分所有等に関する法律、その他の法令によるものとする。

第14条（付　則）

1. この会則は、平成２年５月1日から施行する。
1. この会則は、平成１４年４月1日から施行する。

宮下自治会　個人情報取扱方針

（目的）

第１条　本会実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この方針において掲げる用語の意義は以下の通りとする。

実施機関　宮下自治会の執行部および当該年度の区長、班長を含む役員をいう。

個人情報　個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

第３条　実施機関は、この方針の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。実施機関の役員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（責務）

第４条　本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（自治会会員の役割）

第５条　自治会会員は、個人情報の保護の重要性を認識し、本会が発行した名簿等の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることとする。

（周知）

第６条　個人情報取扱いの方針は、総会資料、または回覧で会員に周知することとする。

（個人情報の取得）

第７条　実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目 的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

（利用）

第８条　取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

（１）会費請求、管理、その他文書の送付等

（２）自治会員名簿・役員名簿・委員会名簿等の作成及び地図の作成等

（３）緊急時・災害時の連絡網及び要支援者リストの作成等

（管理）

第９条　個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

２　取得した個人情報をパソコン等でデータ化する場合は、そのデータの存在する機器が盗難にあわないように保管するとともに、データにパスワード等を設定し、必要以外の者がアクセスできないように管理する。

３　不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（提供先）

第１０条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第 三者に提供しない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（５）自治会連合会、学校、これらに準じる公共目的の団体に協力する必要がある場合

（６）その他、自治会であらかじめ決めた提供先に協力する必要がある場合

（付則）

１　この方針は総会において出席者の過半数の同意を得て改訂することができる。